

法人用 IC カード規定	法人用 IC カード規定
<p>1 カードの利用</p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 当組合 <u>（削除）</u> と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等 <u>（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）</u> に対して、当組合 <u>（削除）</u> の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス <u>（以下「Pay-easy（ペイジー）」</u> <u>と</u> <u>いいます。）</u> を利用する場合。また、<u>当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合</u> <u>（削除）</u></p> <p>⑤ その他当組合所定の取引をする場合</p>	<p>1.（カードの利用）</p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 当組合 <u>および一部の提携組合</u> と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等 <u>（追加）</u> に対して、当組合 <u>および一部の提携組合が保有する県内</u> の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス <u>（追加）</u> を利用する場合 <u>（追加）</u></p> <p>⑤ <u>当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合</u></p> <p>⑥ その他当組合所定の取引をする場合</p>
<p>3 支払機による払戻し</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカード <u>（削除）</u> を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>通帳および</u>払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>	<p>3.（支払機による払戻し）</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカード <u>または通帳</u> を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>（追加）</u> 払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>
<p>6 自動機利用手数料等</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>（削除）</u> には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>	<p>6.（自動機利用手数料等）</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）</u> には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>
<p>8 貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い</p> <p>停電、故障等により貯金機、支払機 <u>または</u> 振込機 <u>（削除）</u> による取り扱いができない <u>場合には</u>、カードによる取引を一時行わないことがあります。</p>	<p>8.（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）</p> <p>停電、故障等により貯金機、支払機、<u>振込機等</u> による取扱いができない <u>ときは</u>、カードによる取引を一時行わないことがあります。</p>
<p>9 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入</p> <p>カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口で提出された場合に行います。 <u>（削除）</u></p>	<p>9.（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）</p> <p>カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口で提出された場合に行います。 <u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u></p>
<p><u>（2025年6月1日現在）</u></p>	<p><u>（2020年12月1日現在）</u></p>